

電波法関係手数料令の一部を改正する政令要綱

第一 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十五条第二項の規定による無線局に関する情報提供に

伴う手数料について、電磁的方法による情報提供に対応したものに改める等すること。（本則関係）

第二 この政令は、令和五年十二月二十五日から施行すること。（附則関係）